

届出や請求手続きなど

出生届

生まれた日を含めて14日以内に父母の本籍地か住所地、子どもの出生地のいずれかの市町村窓口届け出てください。(必須)

【問合せ先】 市民課 戸籍住民グループ ☎ 84-5003 MAP-2

☑ 持ち物チェック!

- | | |
|--|---------------------------------|
| ☐ 届出人本人確認書類 | ☐ 母子健康手帳 |
| ☐ 出生届(右側の出生証明書に記載のあるもの) | |

児童手当など

● 児童手当の認定請求・額改定請求

出生の翌日から15日以内に手続きをしてください。遅れると手当をもらえない月が生じる可能性があります。※公務員の方は職場で手続きをしてください。

● 子どもの医療費助成制度申請

中学校卒業までの医療費の自己負担分を助成します。出生から1か月以内に手続きをしてください。

● 子どもの出生祝金

3人目以降の子どもの出生時に祝金として3万円をお贈りしています。

● 障害年金加算申請

該当の方は、申請をしてください。

【問合せ先】 市民課 医療年金グループ ☎ 84-5005 MAP-2

● 国民健康保険の加入

国民健康保険に加入される場合は、出生後14日以内に手続きをしてください。

【問合せ先】 市民課 国民健康保険グループ ☎ 84-5006 MAP-2

☑ 持ち物チェック!

- | | |
|---|---|
| ☐ 届出人本人確認書類 | ☐ 健康保険証(父母) |
| ☐ マイナンバーのわかるもの(父母) | ☐ 通帳(父母) |
| ☐ 印鑑 | ☐ 国民健康保険証(該当者のみ) |

※所得・課税証明書が必要な場合があります。

養育医療給付

満1歳未満の未熟児(※)で、出生後から入院が必要な場合、その入院治療(健康保険適用分の医療等)を給付します。ただし、県指定の養育医療機関に限ります。

※修正体重が2,000グラム以下または生活力が特に未熟であって医師が入院を必要と認めた乳児です。

【問合せ先】 子ども総合支援課 母子保健グループ ☎ 98-5003 MAP-1

出生届の届け出の際に、亀山市にお住いの方には
『赤ちゃんすくすく』をお渡ししています。

《お渡し内容》

- 定期予防接種予診票
- 新生児訪問申込書
- ブックスタート引換券 など

【問合せ先】

子ども総合支援課 母子保健グループ

☎ 98-5003 MAP-1



ブックスタート 「赤ちゃんとの楽しいひと時を…」
新生児訪問または赤ちゃん訪問時に絵本をお渡ししています。

《引き換え期間》

- 満1歳の誕生日前日まで

※亀山市子育て支援センター(あいあいっこ)でも受け取れます。

【問合せ先】

亀山子育て支援センター

☎ 84-3314 MAP-1



(複数の中から1冊選んでいただけます。)